

○国土交通省告示第九百号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第二十条ただし書の規定に基づき、国土交通大臣が定める額を次のように定める。

令和三年七月十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

車両制限令第二十条ただし書の規定に基づき国土交通大臣が定める額を定める件

車両制限令第二十条ただし書の国土交通大臣が定める額は、次の各号に掲げる額とする。

一 車両制限令（以下「令」という。）第二十条ただし書の国土交通大臣が定める額は、全ての都道府県について四百円とする。

二 前号の規定にかかわらず、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の十第一項の規定による求め（以下この号において「求め」という。）に対する同条第三項の規定による回答を基に追加して行う特定照会（令第二十条ただし書に規定する場合における求めをいう。次号において同じ。）であつて、出発地又は目的地が当該回答に係る通行可能経路上にあり、かつ、出発地から目的地までの経路の長さが十キロメートル以内であるもの（次号口において「追加照会」という。）に係る令第二十条ただし書の国土交通大臣が定める額は、全ての都道府県について百円とする。

三 前二号の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる場合には、令第二十条ただし書の国土交通大臣が定める額は、全ての都道府県について当該イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該

イ又はロに定める額とする。

イ 連接する五以上の都道府県の区域に係る特定照会を一括して行う場合 (1)から(3)までに掲げる

特定照会の区分に応じて、それぞれ当該(1)から(3)までに定める額

(1) 一括して行う特定照会のうち四までの部分の特定照会 四百円

(2) 一括して行う特定照会のうち四を超え十四までの部分の特定照会 三百円

(3) 一括して行う特定照会のうち十四を超える部分の特定照会 二百円

ロ 二の特定照会（追加照会及び当該追加照会以外の特定照会）でその出発地又は目的地と当該追加照会に係る出発地又は目的地のいずれかが同一の地点であるもので、かつ、これらの特定照会に係る出発地から目的地までの経路の長さの合計が十キロメートル以内であるものに限る。）を一括して行う場合 (1)又は(2)に掲げる特定照会の区分に応じて、それぞれ当該(1)又は(2)に定める額

(1) 追加照会 百円

(2) 追加照会以外の特定照会 零円

附 則

この告示は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。